附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条第一項第十七号ヌの改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現に電子取引業務（改正法第一条の規定による改正後の不動産特定共同事業法（以下「新法」という。）第五条第一項第十号に規定する電子取引業務をいう。）を行っている不動産特定共同事業者については、この命令の施行の日（附則第三条及び第四条において「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（当該不動産特定共同事業者が当該期間内に新法第九条第一項第三号の規定による認可の申請をした場合において当該期間を経過したときは、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間）は、この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則（以下「新規則」という。）第四十三条第一項第四十三号及び第五十三条から第五十五条までの規定は、適用しない。

第三条　施行日前にされた改正法による改正前の不動産特定共同事業法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第三条第一項の許可又は旧法第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款及び改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によりされた許可に係る不動産特定共同事業契約については、なお従前の例による。

第四条　改正法の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けている者についての新規則第四十三条及び第四十七条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

第五条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の不動産特定共同事業法施行規則の別記様式による申請書その他の文書は、新規則のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

訓　令

○外務省訓令第十三号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

外務大臣　河野　太郎

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
領事官の管轄区域　別表（平成三十年一月一日現在）	
地域　領事官	管轄区域
［アジア～北米　略］	
中南米　在ブラジル日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、ピァウィ州、マラニョン州、パラー州、アマパ州
［在クリチバ日本国総領事～在マナウス日本国総領事　略］	
在リオデジャネイロ日本国総領事	リオデジャネイロ州、エスピリット・サント州、ミナス・ジェライス州中在サンパウロ日本国総領事の管轄に属さない地域
在レシフェ日本国総領事	バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州

改正前	
領事官の管轄区域　別表（平成二十九年一月一日現在）	
地域　領事官	管轄区域
［同上］	
中南米　在ブラジル日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州、ピァウィ州、マラニョン州、パラー州、アマパ州
［同上］	
［同上］	
［項を加える。］	